

平成30年度 私立幼稚園等就園奨励費補助金のご案内

1. 概要

米子市では、私立幼稚園等にお子さんを就園させている世帯の所得に応じた経済的負担の軽減を図ることにより、私立幼稚園等への就園を奨励するため、私立幼稚園等の設置者が保育料等の一部を減免する措置に対して、就園奨励補助事業を行っています（この事業は、一部国県の補助を受けています。）



2. 補助対象となる世帯

次の要件を満たす世帯が対象となります。

- (1) 米子市に住民登録しており私立幼稚園又は認定こども園にお子さんを就園させている世帯
※認定こども園については、子育て支援2歳児（子ども・子育て支援法における施設型給付費が支給されていない）のお子さんのみが対象となります。
- (2) 平成30年度に納付すべき市町村民税額が裏面の補助限度額表の補助対象に該当する世帯
- (3) 同一世帯の第3子以降のお子さんを私立幼稚園に就園させている世帯

3. 補助対象となる経費 保育料及び入園料（給食費、施設整備費等は補助対象となりません。）

4. 提出書類等

(1) 『保育料等減免措置に関する調書』

表面・裏面とも記入の上、必要に応じて下記(2)の添付書類を添えて、幼稚園等が指定する日までに幼稚園等へ提出してください（後日、追加で書類をお願いする場合があります）。
「在園幼児の属する世帯の状況」欄については、園児と生計を共にする方全員を記入してください。住民票上の世帯は別でも、同一住所（同居）の場合は、生計を共にしているとみなします。

(2) 添付書類

世帯の状況に応じて、次の表のとおり添付書類が必要です。

世帯の状況	提出書類	発行元
平成30年1月1日現在の住所が米子市外の方	平成30年度市町村民税所得課税証明書 ※住宅借入金等特別控除額の適用前の額が分かるもの ※左欄の世帯の状況に該当する保護者全員（園児の父母）の証明書が必要です。 ※指定都市の証明書は、旧税率で再計算して階層判定を行います。	平成30年1月1日現在にお住まいだった市町村役場
申請する園児と同一の住所ではないが、生計が同一の方（米子市外の単身赴任者等）		
前年中に国外で収入があった方	国外での収入（平成29年1月から12月までの1年間）を証する書類 ※外貨での収入の場合は円に換算し、国内外の収入額を合算した市町村民税相当額を補助基準に適用します。 ※外国語で表記されているものについては、和訳した書類も添付してください。	勤務先等
生活保護を受けている方	福祉事務所長の証明書	米子市役所福祉課
ひとり親世帯	児童扶養手当の認定を受けていない場合は、遺族年金証書の写し又はひとり親世帯申立書（保育料等減免措置に関する調書の裏面）	—

世帯の状況	提出書類	発行元
障がい児（者）のいる世帯	障がいの状況の分かるもの（障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・障害年金証書の写し）	—
申請する園児の兄・姉が他の幼稚園を利用している方	在園証明書	各幼稚園
申請する園児の兄・姉が児童発達支援等を利用している方	市町村から交付された最新の通所受給者証の写し ※児童の氏名、契約日等が記載されている部分の写しが必要です。	—
申請する園児が第3子以降の場合	住民基本台帳で第3子以降であることが確認できない場合のみ、戸籍謄本	本籍地の市町村役場

記入例

保育料等減免措置に関する調書

平成30年7月2日作成

【区分】 ※幼稚園等記入欄	記入の必要はありません。
<input type="checkbox"/> 5歳児 <input type="checkbox"/> 4歳児 <input type="checkbox"/> 3歳	


フリガナ	ヨナゴ ツツジ	在園する施設名			
在園幼児の氏名	米子 つつじ	はくちょう幼稚園			
生年月日	平成25年 4月 5日				
在園幼児が同一世帯の第3子以降である場合は、右欄に○を記入してください。				○	
在園幼児の属する世帯の状況（園児と生計を共にする方全員を記入してください。【上記在園幼児を除く。】）					
氏名	生年月日	在園幼児との続柄	兄弟姉妹が通う幼稚園等の名称	兄姉が小学生の場合は学年を記入	※事務処理欄（記入しないでください。） 均等 割額
米子 ネギ太	S53年 4月 7日	父		年生	記入の必要はありません。
米子 ネギ子	S56年 7月 5日	母		年生	
米子 どんぐり	H23年 5月 1日	兄		1年生	
米子 こはく	H24年 10月 25日	姉	がいの保育園	年生	
滝江 太郎	S26年 4月 28日	祖父		年生	
滝江 花子	S28年 7月 20日	祖母		年生	

米子市長 様

私は、米子市職員が、私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付に関する事務を処理するため、私の属する世帯について、住所及び市民税額に関する公簿等を閲覧することを承諾します。

平成30年7月2日

署名及び押印をしてください。 保護者 住所 米子市加茂町一丁目1番地

なお、印鑑はスタンプ印等不可です。 氏名 米子 ネギ太 

以下、記入の必要はありません。

裏面に進み、該当箇所の口にし印を記入してください

5. 補助限度額表

(1) 【当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯】

階層	※補助対象（市町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除適用前の額）	※保護者と生計を共にする子どもについて、年齢に関係なく最年長者から順に第1子、第2子、第3子以降として、この表を適用します。		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
2-1	市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯のうち、ひとり親世帯等	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
2-2	市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯のうち、上記以外の世帯	年額 224,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
3-1	市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯のうち、ひとり親世帯等	年額 224,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
3-2	市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯のうち、上記以外の世帯	年額 144,000円	年額 204,000円	年額 308,000円

※上記の2-1、3-1階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親（母子・父子）家庭や障がい児（者）のいる世帯

(2) 【当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯のうち、小学校1年生の兄・姉がいない世帯】

階層	※補助対象（市町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除適用前の額）	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
4	市町村民税所得割額が211,200円以下の世帯	年額 45,000円	年額 163,000円	年額 308,000円
5	上記階層以外の世帯	—	年額 154,000円又は次の算式により算定した額のいずれか低い額 （当該年度に保護者が支払う保育料等の総額×1/2）－保育料軽減額	年額 308,000円

(3) 【当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯のうち、
小学校1年生の兄・姉がいる世帯】

階層	※補助対象(市町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除適用前の額)	小学校1年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
4	市町村民税所得割額が211,200円以下の世帯	年額 163,000円	年額 308,000円
5	上記階層以外の世帯	年額154,000円又は次の算式により算定した額のいずれか低い額 (当該年度に保護者が支払う保育料等の総額×1/2)	年額 308,000円

6. 補助階層の判定に際しての注意事項

(1) 父母(父母の配偶者、事実婚を含む。)及び子どもを扶養(税金・保険証)している親族の市町村民税額によって決定します。

ただし、父母及び子どもを扶養している親族の合計所得が28万円以下の場合、同居している祖父母等の最多納税者の所得割額も含めて計算します。

(2) 園児の就学前の兄・姉が、幼稚園、認可保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援もしくは特別保育、家庭的保育事業等を利用している場合は、その兄・姉を幼稚園児とみなし、第2子又は第3子以降の補助対象とします。

(3) 途中入退園や転出入の場合は、在園月数に応じて減免されます。

※補助限度額の算出方法

(上記5. の補助限度額) × (保育料の支払い月数) ÷ 12 (100円未満四捨五入)

(4) 上記5. (1) から (3) のほか、生計同一世帯の第2子(当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が、77,100円以下の世帯で第1子(世帯の最年長)と同時在園に限る)及び第3子以降の園児については、保育料無償化の対象となります。ただし、満3歳に達した月の保育料から対象となります。

(5) 今年度に支払う保育料等の総額が補助限度額を下回る場合、支払総額が補助限度額となります。

7. その他

(1) 税の申告をされていない等、課税状況が確認できない場合は補助対象の判定ができませんので、申告をしてください。

(2) 住所や世帯構成・状況に変更があった場合は、幼稚園等を通じてご連絡ください。

(3) 個人情報保護のため、電話等による市町村民税課税額等の確認はお受けできませんので、ご了承ください。

(4) 補助金の支給は、各幼稚園等を通じて、平成31年3月に行う予定です。

8. 提出期限 平成30年 月 日 ※各幼稚園等へ提出してください。

9. 問い合わせ先 各幼稚園等又は米子市役所子育て支援課(電話 0859-23-5177)まで。